

## 住民税均等割非課税及び住民税均等割のみ課税に関する所得と収入の基準

### (1) 住民税均等割非課税世帯(均等割も所得割もかからない方)

①生活保護法によって生活扶助を受けている方

②賦課期日(1月1日)時点で障がい者、未成年、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

要件	合計所得金額 <sup>(※1)</sup>	給与収入のみの場合	公的年金のみの場合	
			65歳未満	65歳以上
障がい者・未成年 寡婦・ひとり親	1,350,000円 以下	2,044,000円 未満	2,166,667円 以下	2,450,000円 以下

③前年の合計所得金額が次の表に満たない方  $28万円 \times (\text{扶養親族} + 1) + 10万円 + 16.8万円$

扶養親族の合計人数	合計所得金額 <sup>(※1)</sup>	給与収入のみの場合	公的年金のみの場合	
			65歳未満	65歳以上
0人	380,000円 以下	930,000円 未満	980,000円 以下	1,480,000円 以下
1人	828,000円 以下	1,378,000円 未満	1,470,667円 以下	1,928,000円 以下
2人	1,108,000円 以下	1,684,000円 未満	1,844,001円 以下	2,208,000円 以下
3人	1,388,000円 以下	2,100,000円 未満	2,217,334円 以下	2,488,000円 以下
4人	1,668,000円 以下	2,500,000円 未満	2,590,667円 以下	2,768,000円 以下

### (2) 住民税均等割のみ課税(所得割のかからない方)

前年の総所得金額等が次の表に満たない方  $35万円 \times (\text{扶養親族} + 1) + 10万円 + 33万円$

扶養親族の合計人数 <sup>(※2)</sup>	総所得金額等	給与収入のみの場合	公的年金のみの場合	
			65歳未満	65歳以上
0人	450,000円 以下	1,000,000円 未満	1,050,000円 以下	1,550,000円 以下
1人	1,120,000円 以下	1,700,000円 未満	1,860,000円 以下	2,220,000円 以下
2人	1,470,000円 以下	2,216,000円 未満	2,326,666円 以下	2,570,000円 以下
3人	1,820,000円 以下	2,716,000円 未満	2,793,333円 以下	2,920,000円 以下
4人	2,170,000円 以下	3,216,000円 未満	3,260,000円 以下	3,270,000円 以下

※1 「合計所得金額」とは所得控除差引前の所得金額のこと

※2 税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下。(給与収入103万円以下)

「扶養親族の合計人数」に16歳未満の扶養親族を含む。

「扶養親族の合計人数」に配偶者控除対象者を含む。ただし、配偶者特別控除対象者は含まない。